

令和3年第11回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和3年11月10日（水）

午後2時00分から午後2時43分

場所：不知火防災拠点センター

研修室1・2・3

○出席委員

（農業委員）

1 番	正垣 安博	2 番	田口 昭也	3 番	中山 秀光
4 番	坂下 憲明	5 番	澤村 輝彦	6 番	欠
7 番	本崎 弘	8 番	山田 哲郎	9 番	欠
10 番	坂本 節子	11 番	吉田 次一	12 番	城塚 正
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	上村 祐二	高田 則義
村山 安次	五嶋 一精	中林 則文
村嶋 政弘	早川 一伸	中塘 万格人
村田 彰	欠	欠
上村 君博	森田 良光	西村 誠一
百家 美代子	小路 正美	野田 眞語
小田 直之	川端 幸浩	

○欠席委員

農業委員	本郷 幸弘	川村 良行
農地利用最適化推進委員	河野 公明	田中 起代登

○事務局出席者：（事務局長）白木 太実男 （参事）御舩 保博 （主事）立岩 朋夏

議事日程（開議：午後2時00分）

日程第1	議事録署名委員の決定について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第54号 事業計画変更承認申請について
日程第5	議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6	議案第56号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第57号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について
日程第8	議案第58号 空き家に付随した農地の指定申請について

開 会 (午後 2 時 00 分) 事務局長の号令による起立・礼

事務局長 それでは、ただ今から令和 3 年第 11 回宇城市農業委員会総会を開会致します。本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数 13 名中 11 名でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立しております。

開会にあたりまして、会長にご挨拶申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。新型コロナウイルスの感染状態が驚くほど減少してびっくりしているところでございます。しかしこれからも第 6 波が懸念されております。3 密を避けマスク着用をお願いしたいと思います。また原油価格が高騰して、我々農家にとっても大変負担になっていることかと思えます。大変ですけど頑張ってもらいたいと思います。それでは早速議事に入ります。

これより令和 3 年第 11 回宇城市農業委員会総会を開催致します。

会 長 それでは、議事に入ります前に議案書の訂正がありますので、事務局より説明をお願い致します。事務局。

事務局 議案の説明に入る前に議案書の訂正を 2 点お願い致します。

まず議案書 7 ページ、審議番号 2 番を審議番号 1 番に訂正をお願い致します。続きまして総会資料後ろから 2 枚めくった形状変更の申請者を「〇〇〇〇」から「〇〇 〇〇〇〇」へ訂正をお願い致します。

訂正につきましては、以上でございます。お詫びし訂正をさせていただきます。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、10 番 坂本委員、11 番 吉田委員を指名致します。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮り致します。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思います、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日に決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 53 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。

議案第 53 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局

議案第 53 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
農地法施行令第 1 条の規定による許可申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 3 年 11 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
提案理由、農地法第 3 条の規定により、農地の権利移動の許可を受けるため、農業委員会の議決が必要である。

議 長

それでは、各委員から案件について説明及び現地調査報告をお願い致します。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るよう説明をお願い致します。

審議番号 1 番及び 2 番は、	三角 2 上村祐二委員より
審議番号 3 番は、	不知火 3 早川委員より
審議番号 4 番は、	6 番 本郷委員に代わりまして
	8 番 山田委員より
審議番号 5 番は、	松橋 2 村田委員より
審議番号 6 番は、	松橋 5 上村君博委員より
審議番号 7 番は、	10 番 坂本委員より
審議番号 8 番は、	小川 3 百家委員より
審議番号 9 番は、	小川 5 野田委員より

それぞれ説明を求めます。

上村祐二 推進委員

審議番号 1 番について説明致します。理由は経営規模拡大による使用貸借権設定によるもので、期間は〇年です。詳細については記載のとおりであります。借受人は現在、両親と 3 人で水稻〇町、みかん〇反を耕作しています。今回貸付人よりハウス〇反を借り受け、イチジクを栽培するということでございます。ちなみに賃借料は耕作してもらえば、ハウス内は荒れないからと言って無料とされております。営農計画書も提出しており、問題はないと思われまふ。ご審議よろしくお願い致します。

次に審議番号 2 番について説明致します。理由は経営規模拡大による使用貸借権設定によるもので、期間は〇年でございます。詳細については記載のとおりです。借受人は両親と 3 人で水稻〇町、みかん〇反を耕作しています。今回貸付人より畑〇反を借り受けるわけでございますが、この内〇反半はみかんを植え付けてあり、残りの〇反半に温州みかんを植え付けるとのことです。これも賃借料は金銭的には無料ということでございますけれど、お礼としてみかんをコンテナ〇杯ほどやっているということでございます。営農計画書も提出しており、問題はないと思われまふ。ご審議よろしくお願い致します。以上です。

早川推進委員 **審議番号 3 番**についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。この土地は長年に亘り耕作放棄地の状態にあり、譲受人の土地に隣接しているということから、今回の売買になりました。資料を見ると分かりますように、譲受人は現在〇〇県に在住しておりますが、休日を利用して実家に帰り年間を通して〇〇日以上、農業に従事しており、また通常は実家の母親と甥が農業に従事していることから、何ら問題はないと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

山田委員 **審議番号 4 番**について説明致します。詳細は記載のとおりです。申請理由は新規就農による売買となっておりますが、空き家に付随した農地ということで申請がっております。何ら問題はないかと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

村田推進委員 **審議番号 5 番**についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。理由は経営規模拡大による売買となっております。この譲受人は〇〇〇で〇反ほどみかんを作っておられまして、今回この土地に規模拡大ということで野菜を植えられるということでございます。隣接はございません。排水同意は取られています。何ら問題はないかと思います。ご審議よろしくお願い致します。

**上村君博
推進委員** **審議番号 6 番**についてご説明致します。詳細は記載のとおりでございます。目的につきましては経営規模拡大による売買で、当該土地については譲渡人がほとんど管理できないということで、譲受人に相談されて今回の売買に至っております。耕作はれんこんを植えられるということで申請がっております。特に問題はないかと思います。よろしくお願い致します。

坂本委員 **審議番号 7 番**について説明します。詳細は記載のとおりです。譲受人のお孫さんへの贈与です。何ら問題はないかと思います。ご審議方よろしくお願い致します。

百家推進委員 **審議番号 8 番**について説明を致します。詳細は記載のとおりになっています。申請理由は経営規模拡大による売買となっております。譲渡人は相続されたのですが耕作できないということから、今現在作られている譲受人に相談があったと聞いております。機械の保有状態から何ら問題がないかと思われますので、ご審議よろしくお願い致します。

野田推進委員 **審議番号 9 番**について説明致します。詳細はご覧のとおりでございます。理由は新規就農による贈与となっておりますが、譲渡人が親で譲受人が子どもという関係になります。要件を満たしていないため、摘要欄

に説明してあるとおりでございます。審議方よろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 只今、審議番号 1 番から 9 番につきまして、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願い致します。併せて、推進委員の皆様も質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問等ありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 53 号につきまして承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 53 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 54 号「事業計画承認変更申請について」を上程し、議題と致します。
議案第 54 号について、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 54 号、事業計画変更承認申請について
事業計画変更承認申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。
令和 3 年 11 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
提案理由、事業計画変更承認を受けるため、農業委員会の議決が必要である。

続きまして詳細説明に移ります。審議番号 1 番につきましては、当初計画者は申請地に飲食店舗を建築する計画で農地法第 5 条の許可を平成〇年〇月〇〇日付けで受けていましたが、資金調達が不調となり当初の事業計画通りの事業遂行ができなくなりました。承継者へ承継させるため今回の申請となりました。周囲の農地や営農上も問題ないと考えられます。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 只今、審議番号 1 番につきまして、事務局より説明がありましたが、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言のある方は挙手後、指名を受け、起立して発言をお願い致します。併せて推進委員の

皆様も質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問等ありませんか。
 （ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、議案第 54 号について承認される方の挙手を求めます。

 （ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって、議案第 54 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 5、議案第 55 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。

 議案第 55 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 55 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について
 農地法第 4 条第 2 項の規定による許可申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。

 令和 3 年 11 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

 提案理由、農地法第 4 条の規定により、農地転用許可を受けるため、農業委員会の議決が必要である。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願い致します。調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況がわかるよう説明をお願い致します。

審議番号 1 番は、	5 番 澤村委員より
審議番号 2 番は、	不知火 2 村嶋委員より
審議番号 3 番は、	小川 5 野田委員より

それぞれ説明を求めます。

澤村委員 審議番号 1 番ご説明致します。詳細は記載のとおりです。地目が田・畑となっておりますけど、もう数十年来、耕作されている状態ではありませんで、駐車場と言いますか耕作できる状態じゃなく使用されていたということで、始末書添付ということになります。第一種住居地域ということで〇〇駅の西側の近くにあるということで、現地検討会にて何ら問題はないと思っています。ご審議よろしく申し上げます。

村嶋推進委員 審議番号 2 番についてご説明します。詳細は記載のとおりです。転用

目的は個人住宅・貸店舗となっております。これは始末書添付で、ここに申請者のお母さんが長年住んでおられます。お母さんが亡くなられましたので、これを相続するために調べてみたら畑になっていたということで、始末書添付となっております。以上です。

野田推進委員 **審議番号 3 番**についてご説明致します。転用目的は共同住宅となっております。場所は〇〇町の国道沿い〇〇〇〇の北側駐車場の隣になります。周りは住宅地に囲まれており、そういう状況です。皆様の審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長 ここで事務局より、案件につきまして農地転用許可の検討事項について説明をお願い致します。事務局。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

審議番号 1 番及び 2 番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当するため、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

審議番号 3 番につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

議 長 只今、審議番号 1 番から 3 番につきまして、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立をして発言をお願いします。

併せて、推進委員の皆様も質問、ご意見をお尋ねします。

田口委員 はい。

議 長 はい、田口委員。

田口委員 はい、2 番田口です。審議番号 1 番ですけど、宅地拡張で〇〇〇㎡ですが既存の宅地面積と合計で〇〇〇㎡を超えないのですか。

議 長 はい、事務局お願いします。

事務局 既存の面積が〇〇〇㎡で、合計で〇〇〇〇㎡になるのですが、こちらが農家住宅になるので、〇〇〇〇㎡の 1 割ということで、基準内になります。

議 長 田口委員、いいでしょうか。

田口委員 はい。

議 長 他に何か質問はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 55 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 55 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 56 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。

議案第 56 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局。

事務局 議案第 56 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について
農地法第 5 条第 3 項の規定による許可申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 3 年 11 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
提案理由、農地法第 5 条の規定により、農地の権利移動及び転用許可を受けるため、農業委員会の議決が必要である。

議 長 それでは、各委員から案件について説明及び現地調査報告をお願い致します。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願い致します。

審議番号 1 番から 4 番は、
審議番号 5 番及び 6 番は、
審議番号 7 番は、
審議番号 8 番から 11 番は、
審議番号 12 番は、
それぞれ説明を求めます。

7 番 本崎委員より
松橋 2 村田委員より
11 番 吉田委員より
小川 3 百家委員より
豊野 1 小田委員より

本崎委員

審議番号 1 番、2 番、3 番は譲受人が同じであるため、まとめて説明をさせていただきます。この申請は太陽光発電施設を設置するというものです。場所は県道〇〇〇〇線の〇〇地区に入ったすぐのところですか。〇〇の流通業者が〇町くらいを開発をされています。その周りということになります。資料を見ていただくと分かりますように、審議番号 1 番、2 番、3 番はここ数年も荒廃農地と状況が続いておりました。区長も大変苦勞されておったのですけれども、今度このような話がきたところです。排水同意もあり、またきれいになるということならば何ら問題はないというふうに考えております。ご審議方よろしくお願い致します。

審議番号 4 番について説明を致します。詳細は記載のとおりです。譲受人は以前から家があったのですが、入口に自分の土地に付いていないということになっていて、以前から登記をしたいということでしたが、地主さんの問題で登記が出来なかったという状況です。今ようやく登記ができるようになったということで、今回は入口の分だけ〇〇㎡の売買ということでございます。これも問題はないと思います。ご審議方お願い致します。

村田推進委員

審議番号 5 番についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。場所は国道を〇〇に向かいまして、〇〇と〇〇に中間地点から数百メートル入ったところです。譲受人は〇〇店をされておりまして、〇〇に事務所を構えております。今回この土地に個人住宅を建てられるということでございます。隣接同意、排水同意は取られております。ご審議方よろしくお願い致します。

続きまして審議番号 6 番についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。これは先ほど議案第 54 号の事業計画変更承認申請で事務局から説明があったとおりです。場所は国道沿いになります。譲受人は〇〇の方に一つ工場がありまして、二つ目の工場を建てられるということでございます。半導体を造る機械の部品を造る工場ということでございます。排水同意、隣接の同意は取られております。問題ないかと思います。ご審議方よろしくお願い致します。

吉田委員

審議番号 7 番についてご説明を致します。詳細はご覧のとおりでございます。場所は県道の拡張工事に伴う脇の土地です。転用目的は駐車場ということで譲受人から申出がありまして、ご覧のとおりで現地確認も済んでおりまして、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

百家推進委員

審議番号 8 番について説明を致します。詳細は記載のとおりになっております。転用目的は農業用倉庫、加工所となっております。現在、譲受人は新規就農者で頑張っておられ、今の小屋が手狭になったことから申請されています。隣接はありません。排水同意もあり何ら問題がない

と思われますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

審議番号 9 番について説明を致します。詳細は記載のとおりになっております。転用目的は倉庫・駐車場になっております。譲渡人がハウスを建てておられたのですが、大雨のたびに浸かることから今回の話がきたと聞いております。隣接同意、排水同意もあり何ら問題がないと思われますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

審議番号 10 番について説明を致します。詳細は記載のとおりになっております。転用目的は駐車場ということになっております。譲渡人が申請前に埋め立てをしてあり、始末書添付となっております。隣接同意、排水同意もあり何ら問題がないと思われますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

審議番号 11 番について説明を致します。詳細は記載のとおりになっております。転用目的は駐車場になっております。ここは面積のわりに金額が高いと思われますが、隣の宅地も買われてその総額ということでこの金額になっております。隣接同意、排水同意もあり何ら問題はありませ

せん。ご審議の程よろしく願います。

小田推進委員

審議番号 12 番についてご説明致します。内容は記載のとおりです。転用目的は太陽光発電施設です。これも〇〇の 3 件と同じで借人が同じ会社であります。隣接同意と排水同意は取られていますので、何ら問題ないかと思しますので、審議方よろしく願います。

議 長

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。事務局

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

審議番号 1 番から 3 番、5 番、7 番、9 番、11 番、12 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

審議番号 4 番、10 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

審議番号 6 番につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、「地域の農業従事者の雇用機会の増大に資する施設」として市と雇用協定を締結済みであり、第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

審議番号 8 番につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、農業用施設として転用されるもので

あり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 只今、審議番号 1 番から 12 番について各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言のある方は挙手後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員の皆様も質問、ご意見をお尋ねします。

議 長 何か質問はありませんか。

(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 56 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 56 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 7、議案第 57 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題と致します。
議案第 57 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 57 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による宇城市農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の意見を求める。
令和 3 年 11 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
提案理由、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、農用地利用集積計画を定めるため、農業委員会の議決が必要である。

議 長 それでは、賃借権設定の審議番号 1 番から 11 番、使用貸借権設定の審議番号 1 番から 3 番につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。
それでは、所有権移転の審議番号 1 番から 2 番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案の 18 ページです。今月は、農業公社からの売り渡しが 2 件です。面積は 2 件中、田が 4,397 m²、売買価格は総会議案記載のとおりとなっ

ております。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

それでは、各案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願い致します。

併せて、推進委員の皆様も質問、ご意見をお尋ねします。

議 長

何か質問等はありませんか。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 57 号について、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 57 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 8、議案第 58 号「空き家に付随した農地の指定申請について」を上程し、議題と致します。

議案第 58 号につきまして、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。事務局。

事務局

議案第 58 号、空き家に付随した農地の指定申請について

空き家に付随した農地の指定申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 3 年 11 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

提案理由、宇城市登録空き家に付随する農地の別段の面積の取扱基準第 4 条第 1 項の規定により、農業委員会の議決が必要である。

続きまして、詳細説明に移ります。

空き家に付随した農地指定申請書が提出されましたので、本総会で承認を経て公示する必要があります。それでは、空き家に付随した農地の指定の検討事項について説明を申し上げます。

審議番号 1 番は田が 1 筆で〇〇〇㎡、空き家の所在地は記載のとおりです。空き家バンクの登録日は令和〇年〇〇月〇〇日です。総会資料を後ろから 3 枚めくった「空き家に付随した農地の指定」の審議番号 1 のページをご覧ください。申請地は〇〇町の現地検討会で確認されており、空き家に隣接し、現況は庭木が生えており、整地及び除草すれば耕作できる状況にありますので、指定は可能であると思われます。以上です。

- 事務局** 只今、事務局より説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立をして発言をお願いします。
- 併せて、推進委員の皆様も質問、ご意見をお尋ねします。
- 議 長** 何か質問等ありませんか。
- (意見なし)
- 議 長** 意見もないようですので、議案第 58 号について承認される方の挙手を求めます。
- (委員挙手)
- 議 長** 全員挙手です。よって、議案第 58 号は原案どおり承認することに決定されました。
- 議 長** それでは最後に、農地形状変更届について、事務局より報告をお願い致します。事務局
- 事務局** 22 ページの農地形状変更届につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきます。
- 議 長** これは、報告案件ですので、ご了解いただきたいと思います。
- 以上で本日の日程は全て終了致しました。
- これをもちまして、令和 3 年第 11 回宇城市農業委員会総会を閉会致します。慎重なご審議、ありがとうございました。
- 閉 会** (午後 2 時 43 分) 事務局長による起立、礼。